

# 農業委員選挙の選挙人名簿登録申請書の提出について

平成20年は農業委員の改選の年となっています。

農業委員選挙に選挙権を有する方は、阿蘇市内に住所を有するか、生活の根拠地をおかれる20歳以上の方(昭和62年4月1日以前に生まれた人)で、次の要件のいずれかに該当する方です。

- ①10アール以上の農地について、耕作の業務を営む者  
(小作に出している農地の面積は含みません)
- ②耕作の業務を営む者の同居の親族、または、配偶者で、  
年間60日以上耕作の業務に従事している者
- ③10アール以上の農地について耕作の業務を営んでいる  
農業生産法人の組合員、及び出資を行っている社員



※要件に該当する方については、農業委員会から選挙人名簿登録申請書が郵送されます。

※農業委員の選挙の選挙人名簿は、通常の選挙と違い、申請により登録されます。

※選挙人名簿登録申請書を提出されない場合は、選挙権を有しないという事になりますので、**1月21（月）**までに農業委員会事務局農地調整係、内牧支所産業係、波野支所産業土木係のいずれかに提出してください。

〔問い合わせ先〕農業委員会事務局農地調整係 TEL 22-3254

## 気象業務法の一部が改正されました



気象業務法の一部が改正され、火山活動の状況より具体的な防災行動に結び付くような表現に改正されました。

レベル3以上になった場合は、防災無線等でお知らせします。

詳しくは、回覧しておりますリーフレット、又は気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)をご覧ください。

〔問い合わせ先〕総務課防災交通係 TEL 22-3111

レベル	対象範囲	火山活動の状況	住民の防災行動
レベル1	火口内等	静穏、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常
レベル2	火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺規制
レベル3	火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山規制
レベル4	居住地域	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。	避難準備
レベル5	居住地域	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	避難